

商品名等 (電気用品名等)	シトラスジューサー及びクレープメーカー
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能</p> <p>①シトラスジューサー 外観形状が、ディズニーキャラクター(ミッキーマウス)(以下「キャラクター(ミッキー)」という。)をモチーフしたものである。柑橘系フルーツの半身をコーン部に押し当てジュースを作るものである。</p> <p>②クレープメーカー クレープの元を附属のバットに入れ、本器を逆さまにして加熱プレート面に、バット内のクレープの元をつけて焼くことにより薄いクレープを作るものである。 本器及び附属のバットには、縮尺模型及びキャラクタープリントの何れもないが、キャラクター(ミッキー)をモチーフした型抜き用型が附属として同梱される。</p> <p>○構造、仕様、意匠 定 格：シトラスジューサー 100V、50-60Hz、25W クレープメーカー 100V、900W</p> <p>○主な使用者、販売先 一般家庭用</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>①シトラスジューサーは、特定電気用品中、電動応用機械器具の「電動式おもちゃ」として取り扱う。</p> <p>②クレープメーカーは、特定電気用品以外の電気用品中、電熱器具の「その他の調理用電熱器具」として取り扱う。</p> <p>(理由)</p> <p>①シトラスジューサーは、外観形状が、ディズニーキャラクターをモチーフしたものであることから、「電動式おもちゃ」として取り扱うことが妥当と判断する。</p> <p>②クレープメーカーは、キャラクター(ミッキー)をモチーフした型抜き用型が同梱されるものの、クレープメーカー及び附属のバットには、キャラクター等の縮尺模型の装飾がなく及びキャラクタープリント等の何れもないクレープ焼き器であることから、「その他の調理用電熱器具」として取り扱うことが妥当と判断する。</p>	